

農林水産省

プレスリリース

平成20年10月31日
農林水産省

国家公務員倫理法違反に関する処分について

1. 農林水産省が全国の食糧関係の全職員に対し行った国家公務員倫理法違反に関する緊急調査の結果について、国家公務員倫理審査会と協議の上、本日、関係職員の処分を行いました。
2. このようなことが二度と起こらないよう、職員に対する国家公務員倫理法等の遵守の徹底などの再発防止策も講じてまいります。

1 経過

本年9月に行った国家公務員倫理法違反に関する調査の結果(別添10月3日公表)、同法に違反する疑いが思料される行為について、国家公務員倫理審査会と協議の上、本日、関係職員の処分を行いました。

2 処分

- (1) 懲戒処分 2名(戒告)
 - (2) 矯正措置 4名(訓告1名、嚴重注意2名、口頭注意1名)
- 〔内容は別紙のとおり〕

3 再発防止策

農林水産省として、本年6月に行った以下の再発防止策を改めて周知徹底する。

- (1) 全職員に対し、パンフレット配付、チェックシートによる点検など倫理規程遵守意識の徹底
- (2) 最近の倫理規程違反事例を踏まえた具体的指導

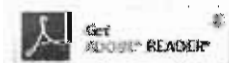
＜添付資料＞(添付ファイルは別ウィンドウで開きます。)

- [\(別紙\)処分内容\(PDF:72KB\)](#)
- [\(別添\)国家公務員倫理法違反に関する調査結果について\(PDF:140KB\)](#)

— お問い合わせ先 —

総合食料局総務課
担当者:黒田
代表:03-3502-8111(内線4012)
ダイヤルイン:03-6744-2054
大臣官房秘書課
担当者:蓬田
代表:03-3502-8111(内線3001)
ダイヤルイン:03-6744-2000

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



[ページトップへ](#)

〒100－8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

農林水産省

(別紙)

処分内容

国家公務員倫理法違反行為の内容	行 為 者	量 定
平成 17 年に、島根農政事務所が行った事故米穀売渡しの見積合せの際に、三笠フーズ(株)の社長が置いていった手土産を返さなかった。	平成 18 年 3 月退職(60 歳代・男) 行為時：島根農政事務所消費流通課長	退職のため 不処分
平成 17 年から 18 年の間に、当時的大阪農政事務所消費流通課長が、三笠フーズ(株)の社長及びその社員と自己の費用を負担することなく、居酒屋で飲食した。	平成 18 年 3 月退職(60 歳代・男) 行為時：大阪農政事務所消費流通課長	退職のため 不処分
平成 13 年に、当時の食糧庁消費改善課専門官が団体役員(米小売関係)と都内の居酒屋において自己の費用を負担することなく飲食をした。	現本省専門官(50 歳代・男) 行為時：食糧庁消費改善課専門官	厳 重 注 意
平成 14 年に、当時の食糧庁消費改善課課長補佐が団体役員(米小売関係)と埼玉県内の居酒屋において割り勘で飲食した(平成 17 年 3 月以前は、割り勘であっても、許可を得ることなく利害関係者と共に飲食することは禁じられていた)。	現農林水産研修所管理職(50 歳代・男) 行為時：食糧庁消費改善課課長補佐	口 頭 注 意
平成 17 年及び 18 年に、当時の静岡農政事務所食糧部長及び消費流通課長が団体(倉庫関係)主催の立食パーティー(30 数名参加)に出席した帰りに手土産を受領した。	現中国四国農政局管理職(50 歳代・男) 行為時：静岡農政事務所食糧部長 (平成 17、18 年に出席)	訓 告
	現静岡農政事務所管理職(50 歳代・男) 行為時：静岡農政事務所消費流通課長 (平成 18 年に出席)	厳 重 注 意
平成 17、18、19、20 年に、北海道農政事務所のそれぞれ当時の地域第二課長及び同課課長補佐が団体(倉庫関係)主催の新年交礼会(20 数名参加の着座形式)に、自己の費用を負担することなく出席し飲食した。 * 10 月 3 日の調査結果発表後、更に平成 13 年から平成 16 年までの間に、自己の費用を負担することなく新年交礼会に出席した者が合計 4 名確認できたが、全て退職のため不処分とする。 ①平成 13 年 3 月退職(60 歳代・男) 行為時：札幌食糧事務所函館支所長(平成 13 年に出席) ②平成 13 年 3 月退職(60 歳代・男) 行為時：札幌食糧事務所函館支所業務課長(平成 13 年に出席) ③平成 15 年 3 月退職(60 歳代・男) 行為時：札幌食糧事務所函館支所長(平成 14 年、15 年に出席) ④平成 17 年 3 月退職(60 歳代・男) 行為時：札幌食糧事務所函館支所計画流通課長 (平成 15 年、16 年に出席、平成 16 年出席時は北海道農政事務所地域第二課課長補佐)	現北海道農政事務所専門官(50 歳代・男) 行為時：北海道農政事務所地域第二課長 (平成 19、20 年に出席)	戒 告
	現北海道農政事務所課長補佐(50 歳代・男) 行為時：北海道農政事務所地域第二課課長補佐 (平成 18、19、20 年に出席)	戒 告
	平成 19 年 3 月退職(60 歳代・男) 行為時：北海道農政事務所地域第二課長 (平成 16 年、17 年に出席)	退職のため 不処分
	平成 20 年 3 月退職(60 歳代・男) 行為時：北海道農政事務所地域第二課課長補佐 (平成 17 年に出席)	退職のため 不処分
	平成 20 年 3 月退職(60 歳代・男) 行為時：北海道農政事務所地域第二課長 (平成 18 年に出席)	退職のため 不処分

プレスリリース

平成 20 年 10 月 3 日
農 林 水 産 省

国家公務員倫理法違反に関する調査結果について

農林水産省は、事故米穀の不正規流通を受け、全国の食糧関係の全職員に対し国家公務員倫理法に違反する行為が行われていなかったかについて、緊急調査を実施しましたので、お知らせします。

1 調査の概要

(1) 調査対象者

(平成 16 年度から現在までに食糧関係部門に在籍していた者(退職者を含む))

地方農政局・農政事務所の食糧関係職員	8, 092 人
本省総合食料局職員	417 人
計	8, 509 人

(2) 調査内容

平成 12 年 4 月 1 日の国家公務員倫理法施行後について、同法に違反する行為を行った事実の有無、他の職員が倫理法に違反する行為を行っていた事実の見聞きの有無について、聞き取りにより調査を行いました。

2 調査結果

農林水産省の調査の結果、倫理法違反の疑いが思料される行為は、以下のとおりであり、今後、国家公務員倫理審査会と協議していくこととしています。

(1) 三笠フーズ(株)との関係

(ア)平成 17 年に、A 農政事務所(三笠フーズ(株)の本社・工場の所在地ではない)が行った事故米穀売渡しの見積合せの際に、当時の管理職(平成 18 年 3 月に退職)及び専門官は、三笠フーズ(株)の社長が手土産(菓子)を置いて行ったのを認識していたが、返さなかった。

(イ)平成 17 年から 18 年の間に 2 回、大阪農政事務所の当時の課長(平成 18 年 3 月に退職)が、三笠フーズ(株)の社長及びその社員と自己の費用を負担することなく、居酒屋で飲食した(三笠フーズ(株)からの聞き取りによれば、2 回とも、3 人で 1 万円程度)。

(1 / 3)

三笠フーズ(株)以外の事故米穀買受業者との関係における倫理法違反の疑いは、確認されませんでした。

(2) その他との関係

- (ア)平成13年に1回、当時の食糧庁専門官が団体役員(米小売関係)と自己の費用を負担することなく居酒屋で飲食した(本人からの聞き取りによれば、1人5千円程度)。
- (イ)平成14年に1回、当時の食糧庁課長補佐が団体役員(米小売関係)と居酒屋で割り勘で飲食した(本人からの聞き取りによれば、2人で3千円程度。平成17年3月以前は、割り勘であっても、許可を得ることなく利害関係者と共に飲食することは禁じられていた)。
- (ウ)平成17年と18年の各年1回、B農政事務所の管理職(平成17年1人、平成18年2人)が団体(倉庫関係)主催の立食パーティー(30数名出席)に出席した帰りに手土産をもらった(当該団体からの聞き取りによれば、ハム1本3千5百円程度)。
- (エ)平成17、18、19、20年の各年1回、C農政事務所の職員(平成17年は当時の管理職(平成19年3月退職)及び課長補佐(平成20年3月退職)、平成18年は当時の管理職(平成20年3月退職)及び課長補佐、平成19年は当時の管理職及び課長補佐、平成20年は当時の管理職及び課長補佐)が団体(倉庫関係)主催の新年懇親会(20数名参加の着席形式)に、自己の費用を負担することなく出席し飲食した(当該団体からの聞き取りによれば、1人1回9千円程度)。

3 今後の対応

国家公務員倫理法上、「国家公務員倫理法に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、その旨を審査会に報告しなければならない」とされ、また、「国家公務員倫理法に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の承認を得なければならない」とされています。

農林水産省としては、今回の調査結果を審査会に報告し、法令に則り、審査会と協議を行い、厳正に対処していくこととしています。

お問い合わせ先

総合食料局総務課

担当者：石田

代表：03-3502-8111（内線 4004）

ダイヤルイン：03-3502-7521

総合食料局総務課

担当者：黒田

代表：03-3502-8111（内線 4012）

ダイヤルイン：03-6744-2054

(3 / 3)

農林水産省